

魚津市告示第 96 号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び魚津市会計規則（平成 29 年魚津市規則第 3 号）第 19 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

魚津市長 村椿 晃

1 指定公金事務取扱者

(1) 主たる事務所の所在地及び代表者名

ア 富山市堤町通り 1 丁目 2 番 26 号

株式会社北陸銀行

代表取締役頭取 中澤 宏

イ 東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

地銀ネットワークサービス株式会社

代表取締役社長 長谷川 芳完

(2) コンビニエンスストア

ア 株式会社しんきん情報サービス

イ 株式会社セイコーマート

ウ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン

エ 株式会社ファミリーマート

オ 株式会社ポプラ

カ ミニストップ株式会社

キ 山崎製パン株式会社

ク 株式会社ローソン

(3) スマートフォン等の決済サービス提携先

ア ウェルネット株式会社

イ K D D I 株式会社

ウ 株式会社 N T T ドコモ

2 委託した事務の範囲

固定資産税、市民税県民税（普通徴収分）、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険税の収納

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

4 収納の方法

市が発行したコンビニエンスストア収納用バーコードが付されている納付書による収納

スマートフォン等の電子機器決済サービス利用による収納